

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる日である同年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日当審査会受付の「労働保険再審査請求の期間経過の理由」と題する文書において、要旨、全国に肩の専門医が少なく探すのに時間が掛かり、また、専門医が見つかった後も診察予約が〇か月先しか取れず、検査、入院、手術の日取りを決め、結果を報告するのに時間を要したためと述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

また、請求人は、労働保険再審査請求書において、「治療費を支給しない旨の処分がなされている場合には、その処分の取り消しも求める。」と記載していることから、審査官に照会したが、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は存在せず、請求人に係る審査官決定事案は、上記休業補償給付の支給に関する処分に係る決定事案以外にない旨の回答を得た。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のおり裁決する。